

MUFG B2AT1 SPC-2

MUFG B2AT1 SPC-3

1	発行者	MUFG Capital Finance 9 Limited	MUFG Capital Finance 9 Limited
2	識別のために付された番号、記号その他の符号 (ISIN)	XS0438921859	XS0438922154
3	準拠法	ケイマン諸島法	ケイマン諸島法
3a	その他外部TLAC 調達手段に係る外国法令に準拠する手段		
	規制上の取扱い		
4	2022年3月30日までの期間における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	その他Tier1 資本に係る基礎項目の額	その他Tier1 資本に係る基礎項目の額
5	2022年3月31日以降における自己資本に係る基礎項目の額への算入に係る取扱い	非適格	非適格
6	自己資本比率の算出において自己資本に算入する者	三菱UFJフィナンシャル・グループ	三菱UFJフィナンシャル・グループ
7	銘柄、名称又は種類	(シリーズA) 優先出資証券	(シリーズB) 優先出資証券
8	自己資本に係る基礎項目の額に算入された額		
	連結自己資本比率	1,300 億円	1,100 億円
	単体自己資本比率	—	—
9	額面総額	1,300 億円	1,100 億円
10	表示される科目の区分		
	連結貸借対照表	非支配株主持分	非支配株主持分
	単体貸借対照表	—	—
11	発行日	2009年7月29日	2009年7月29日
12	償還期限の有無	無	無
13	その日付	—	—
14	償還等を可能とする特約の有無	有	有
15	初回償還可能日及びその償還金額	2020年1月25日：元本全額償還	2020年1月25日：元本全額償還
	特別早期償還特約の対象となる事由及びその償還金額	税務事由または資本事由：元本全額償還	税務事由または資本事由：元本全額償還
16	任意償還可能日のうち初回償還可能日以外のものに関する概要	初回償還可能日以降の配当支払日	初回償還可能日以降の配当支払日
	剰余金の配当又は利息の支払		
17	配当率又は利率の種別	固定から変動	固定から変動
18	配当率又は利率	4.520%	4.020%
19	配当等停止条項の有無	有	有
20	剰余金の配当又は利息の支払の停止に係る発行者の裁量の有無	部分裁量	部分裁量
21	ステップ・アップ金利等に係る特約その他の償還等を行う蓋然性を高める特約の有無	無	有
22	未配当の剰余金又は未払の利息に係る累積の有無	無	無
23	他の種類の資本調達手段への転換に係る特約の有無	無	無
24	転換が生じる場合	—	—
25	転換の範囲	—	—
26	転換の比率	—	—
27	転換に係る発行者の裁量の有無	—	—
28	転換に際して交付される資本調達手段の種類	—	—
29	転換に際して交付される資本調達手段の発行者	—	—
30	元本の削減に係る特約の有無	無	無
31	元本の削減が生じる場合	—	—
32	元本の削減が生じる範囲	—	—
33	元本回復特約の有無	—	—
34	その概要	—	—
34a	劣後性の手段	契約上の劣後	契約上の劣後
35	残余財産の分配又は倒産手続における債務の弁済若しくは変更について優先的内容を有する他の種類の資本調達手段又はその他外部TLAC調達手段のうち、最も劣後的内容を有するものの名称又は種類	劣後債務	劣後債務
36	非充足資本要件の有無	有	有
37	非充足資本要件の内容	実質破綻認定時損失吸収条項等	実質破綻認定時損失吸収条項等

※後掲「SPC契約内容」ご参照

※後掲「SPC契約内容」ご参照

【SPC（海外特別目的会社）が発行した優先出資証券の契約内容】

本ページでは、SPC（海外特別目的会社）が発行した優先出資証券について、前掲の明細表に記載のない主な契約内容を掲載しております。

・ケイマン諸島に設立されたSPCが発行した優先出資証券

一口当たり発行額	10百万円
配当支払日	毎年1月25日及び7月25日
配当停止条件	<p>強制停止事由</p> <p>清算事由、支払不能事由または規制事由^(注)が発生し、かつ継続している場合は、配当は支払われない</p> <p>配当制限または分配制限が適用される場合、配当は減額または停止される</p> <p>任意停止事由</p> <p>当社に発行済優先株式がなく、かつ直近の事業年度中のいずれの日の株主名簿に記載された株主に対しても普通株式にかかる配当を支払っていない場合は、配当は当社の選択により減額または停止される</p> <p>ただし、当該減額または支払停止は、あらゆる同順位証券への配当額が少なくとも同一の割合で減額されている場合にのみ有効となるものとする</p>
配当制限	当社の優先株式に対する配当が全額または一部支払われない場合には、本優先出資証券への配当は、同じ割合となる金額まで減額される
分配制限	<p>(1) 発行体が毎年7月の配当支払日に本優先出資証券に対して支払う配当は、直前に終了した当社の事業年度の末日時点における分配可能額から下記(a)及び(b)を控除した金額を限度とする</p> <p>(a) 直前に終了した当社の事業年度末日の株主名簿に記載された当社の全ての種類の優先株主に対して支払う旨宣言され、かつそのように確定した配当（ただし、中間配当がある場合は、その金額を除く）</p> <p>(b) 同順位証券の配当及びその他の分配金で、その支払の宣言が当社の当該事業年度末以降にされたもの</p> <p>(2) 発行体が毎年1月の配当支払日に本優先出資証券に対して支払う配当は、直前の7月の配当支払日に適用された上記(1)の分配制限の額が、当該直前の7月の配当支払日に発行体が本優先出資証券について支払う旨宣言した配当の金額と、（当該1月の配当支払日の前日の時点において）当該直前の7月の配当支払日以降上記(1)の(b)に定める証券の所有者に対して支払う旨宣言された配当その他の分配金の金額の総額を超過する部分を限度とする</p>
残余財産分配請求権	優先出資証券の所有者は、当社の発行する残余財産分配の順位が最も優先する優先株式と実質的に同順位の残余財産分配請求権を有する。なお、1口当たりの残余財産分配請求優先額は1口当たり発行価額と同額である

(注) 清算事由、支払不能事由または規制事由

清算事由：

(i) 日本法に基づき当社の清算手続が開始された場合、または(ii) 日本の管轄裁判所が、(a) 破産法に基づき当社の破産手続開始の決定を行った場合、若しくは(b) 会社更生法に基づき当社の事業の全部の廃止を内容とする更生計画案の作成を許可した場合

支払不能事由：

当社について、(i) 破産法における支払不能が発生した場合、(ii) 当社の負債（基本的項目にかかる借入若しくは同様の債務を除く）が資産を超える状態が発生した場合、(iii) 日本における金融監督を行う行政機関が支払不能である旨判断し法令に基づく措置を行った場合

規制事由：

決算期末または半期末において関係法令に基づき計算される当社の各種の自己資本比率（国際統一基準）が当該法令の要求する最低限の比率を下回った場合